

寒川町災害見舞金支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 12 月 15 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第 9 号

寒川町災害見舞金支給条例の一部を改正する条例

寒川町災害見舞金支給条例(昭和 44 年寒川町条例第 6 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「交通災害、火災等(以下「災害」という。)」を「災害」に、「被害者並びに被災者(以下「被害者」という。)」を「被災者」に改める。

第 2 条中「つぎの各号に掲げるもので、日本国内において発生したもの」を「日本国内において発生した火災又は自然災害(暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生じた被害であって、災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)の適用を受けないものをいう。)により生じた人身事故」に改め、同条各号を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 この条例において「被災者」とは、次の各号のいずれかに該当する者であって、災害による被害を受けたときに本町の住民基本台帳に記録され、かつ、現に本町に住所を有していたものをいう。

(1) 災害により死亡した者(災害が発生した日の翌日から起算して 6 月を経過する日までに当該災害による傷害により死亡した者を含む。)

(2) 災害による傷害を治療するため入院(医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 2 第 2 項に規定する病院又は診療所へ災害の治療のため収容することをいう。以下同じ。)をした者

第 3 条第 1 項中「次の各号のいずれかに該当する場合において、死亡又は傷害の程度に応じ、被害者」を「被災者」に改め、同項各号及び同条第 2 項を削る。

第 4 条第 1 項中「被害者」を「被災者」に改め、同条第 2 項中「、第 3 号」を削り、同条第 3 項中「被害者」を「被災者」に改める。

第 5 条第 1 項中「被害者又は」を「被災者の死亡又は傷害を治療するための入院が、当該被災者若しくはその」に、「を受けた」を「によるものである」に改め、同条第 2 項中「又は」を「第 3 条又は」に、「及び」を「若しくは」に改め、同条第 3 項を削る。

第 6 条中「種類」に次に「、対象者」を加え、「災害の区分に応じ」を削り、「ところによる」を「とおりとする」に改める。

第 7 条第 1 項中「被害者」を「被災者」に改め、同条第 2 項中「から 1 年以内の限度において、申出で」を「の翌日から起算して 1 年を経過する日までに」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第 6 条関係)

種類	対象者	金額	
弔慰見舞金	第 2 条第 2 項第 1 号 に該当する被災者	(1) 未就学児	90,000 円
		(2) 6 歳(就学児)から 19 歳まで	180,000 円
		(3) 20 歳以上	270,000 円
傷害見舞金	第 2 条第 2 項第 2 号 に該当する被災者	(1) 入院治療を要する傷害を受けたとき	ア 入院 5 日まで 5,000 円 イ 6 日以上入院をしたときは 1 日につき 1,500 円とする。ただし、75,000 円を限度とする。
		(2) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 1 項の規定に基づ	75,000 円

		く指定を受けた医師が、被災者の障害について、災害による傷害によるものであって、身体障害者福祉法施行規則(昭和 25 年厚生省令第 15 号)別表第 5 の 1 級又は 2 級に該当すると診断したとき	
--	--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の寒川町災害見舞金支給条例の規定は、施行日以後に発生した災害に係る災害見舞金の支給について適用し、施行日前に発生した災害に係る災害見舞金の支給については、なお従前の例による。